

I 中国運輸局における観光施策

1. 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援します。

<令和4年度実施事業>

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））
※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3



観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設改修

土産物店や飲食店等の
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）



公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）
※ 民間への運営委託等、民間活力導入が条件



2. 地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施します。

<令和4年度実施事業>

施策イメージ

（ツアー、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、プロモーション費等を支援）

自然

地域ならではの自然
を活用した体験型ア
クティビティの造成



食

地域の名物食体験
や地域特性を活か
した新メニューの
開発



歴史・文化・芸術

地域に根付く文化・
芸術を観光客が体験
できるプログラムの
造成



地場産業（生業）

地域で営まれてきた
生業を題材とした体
験・学習プログラ
ムの造成



交通

地域のシンボルであ
る交通を活かした、
地域ならではのコン
テンツの造成



<補助率・補助上限額>

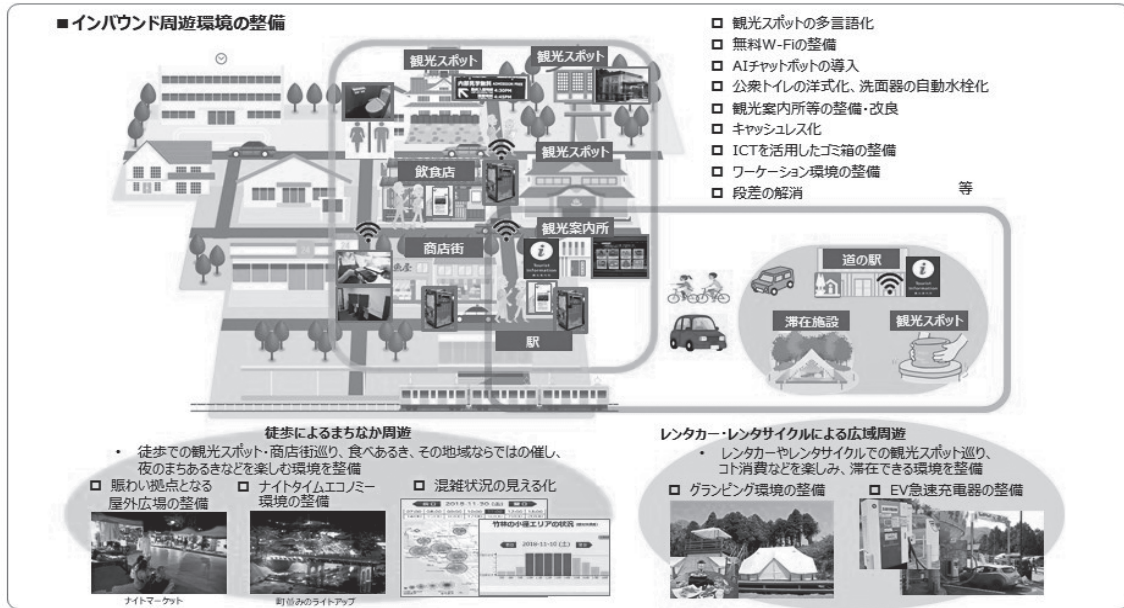
補助率：500万円まで定額（10/10）+500万円を超える部分については1/2

補助上限額：1,000万円

3. 観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業）

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援します。

<令和4年度実施事業>



補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

4. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援します。

<令和4年度実施事業>

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

■災害時の避難所機能の強化 非常用電源装置の設置 防災トイレの整備 無料Wi-Fiの整備 	■災害時・急病時の多言語対応強化 デジタルサイネージの整備 翻訳機器等の整備 	■感染症対策の充実 アクリル板の設置 足踏式手指消毒器等の設置 サーモグラフィ等の導入
--	--	---

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備 無料Wi-Fiの整備 案内表示の多言語化 タブレット端末の整備 決済端末等の整備 	サーモグラフィ等の導入 DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)
■バリアフリー環境整備 客室のバリアフリー化 浴室のバリアフリー化 食堂の段差の解消 トイレのバリアフリー化 	混雑状況の「見える化」 ※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

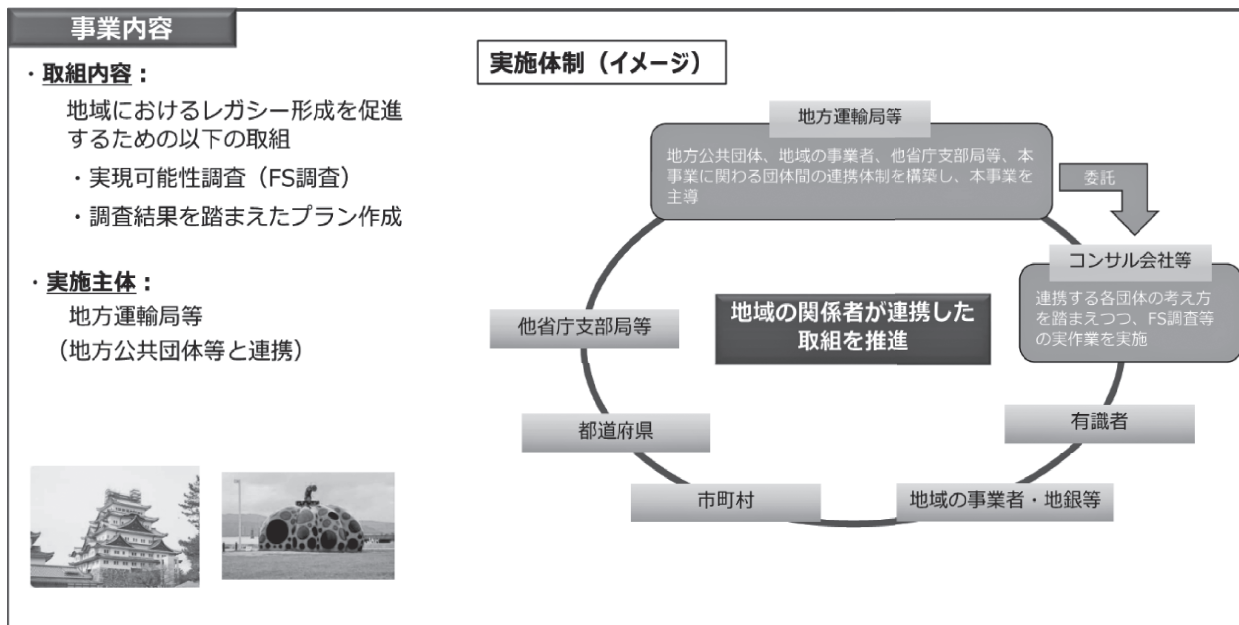
多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備 無料Wi-Fiの整備 	トイレの洋式化及び機能向上 全国共通ICカード、QRコード決済等の導入 	移動円滑化 感染症対策
--	---	-----------------

【補助率】 1/2、1/3 等

5. 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業

持続的な観光地経営の実現を図るために、将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながるような地域・日本のレガシーとなる観光資源形成に関する実現可能性調査やプラン作成を行います。

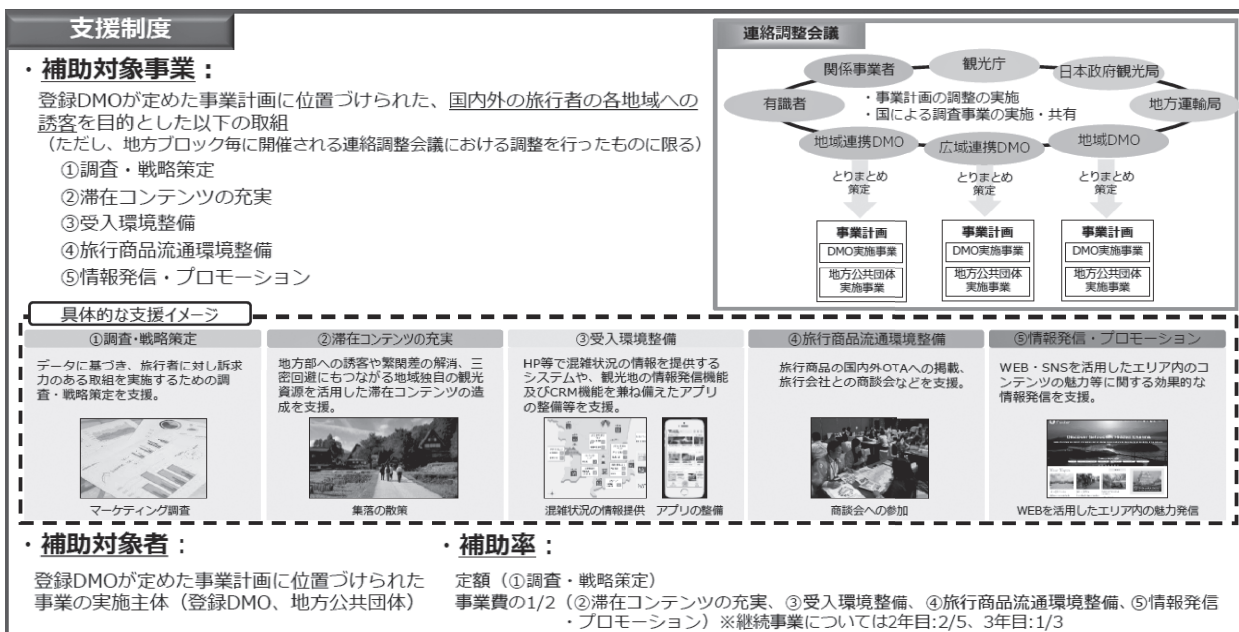
<令和4年度実施事業>



6. 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーションといった取組に対して総合的な支援を実施します。

<令和4年度実施事業>



Ⅱ 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

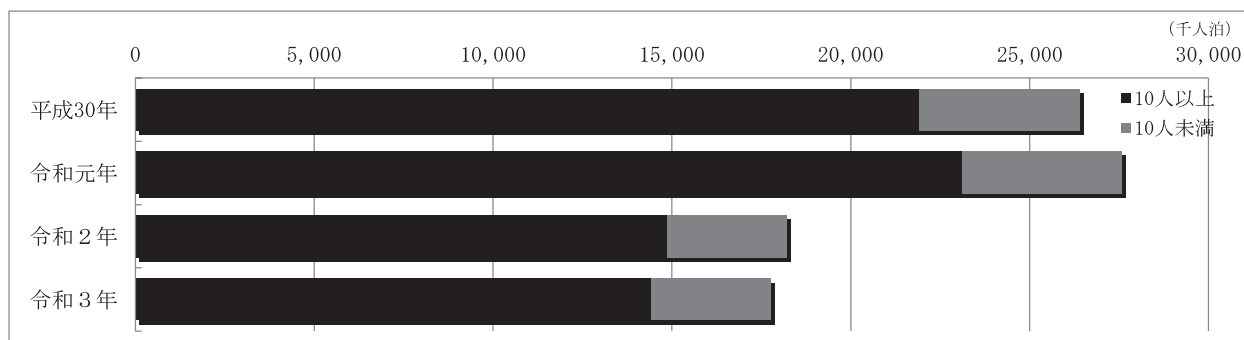
(単位：千人泊)

県別	年 別	平成30年			令和元年			令和2年			令和3年		
		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	1,228	2,334	3,563	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120	781	1,505	2,286
	うち外国人	45	150	195	31	154	185	9	25	34	6	5	11
島根県	延べ宿泊者数	305	2,671	2,976	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451	392	2,231	2,624
	うち外国人	8	65	73	33	71	104	2	11	13	3	9	11
岡山県	延べ宿泊者数	832	4,783	5,615	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775	580	3,125	3,705
	うち外国人	23	447	469	46	441	487	13	61	74	5	17	22
広島県	延べ宿泊者数	1,421	8,479	9,899	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746	856	4,983	5,839
	うち外国人	320	917	1,237	249	1,073	1,322	38	131	169	7	36	43
山口県	延べ宿泊者数	696	3,656	4,352	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113	728	2,574	3,302
	うち外国人	26	97	123	2	102	104	11	21	32	4	15	20
中国地方計	延べ宿泊者数	4,482	21,923	26,405	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205	3,337	14,418	17,756
	うち外国人	421	1,676	2,097	362	1,840	2,202	73	249	322	26	82	107
全国計	延べ宿泊者数	85,503	452,498	538,002	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654	58,897	258,877	317,774
	うち外国人	10,709	83,566	94,275	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345	879	3,438	4,317

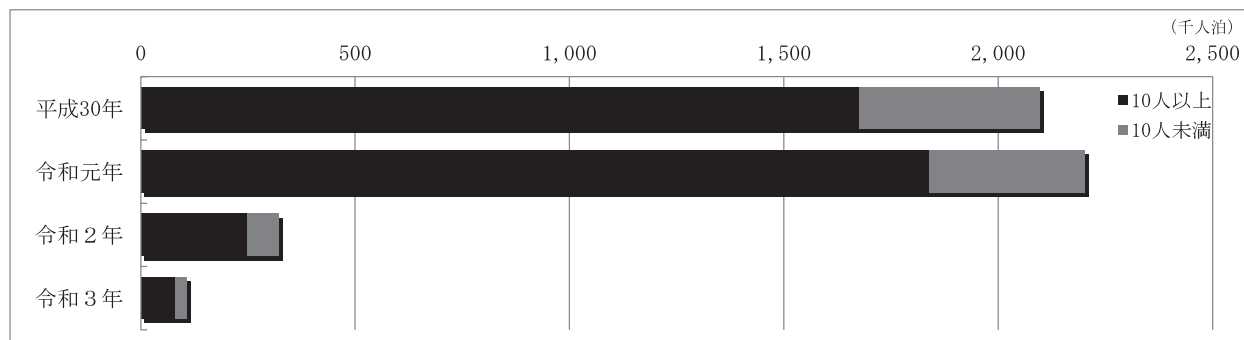
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和3年の国籍別外国人延べ宿泊者数

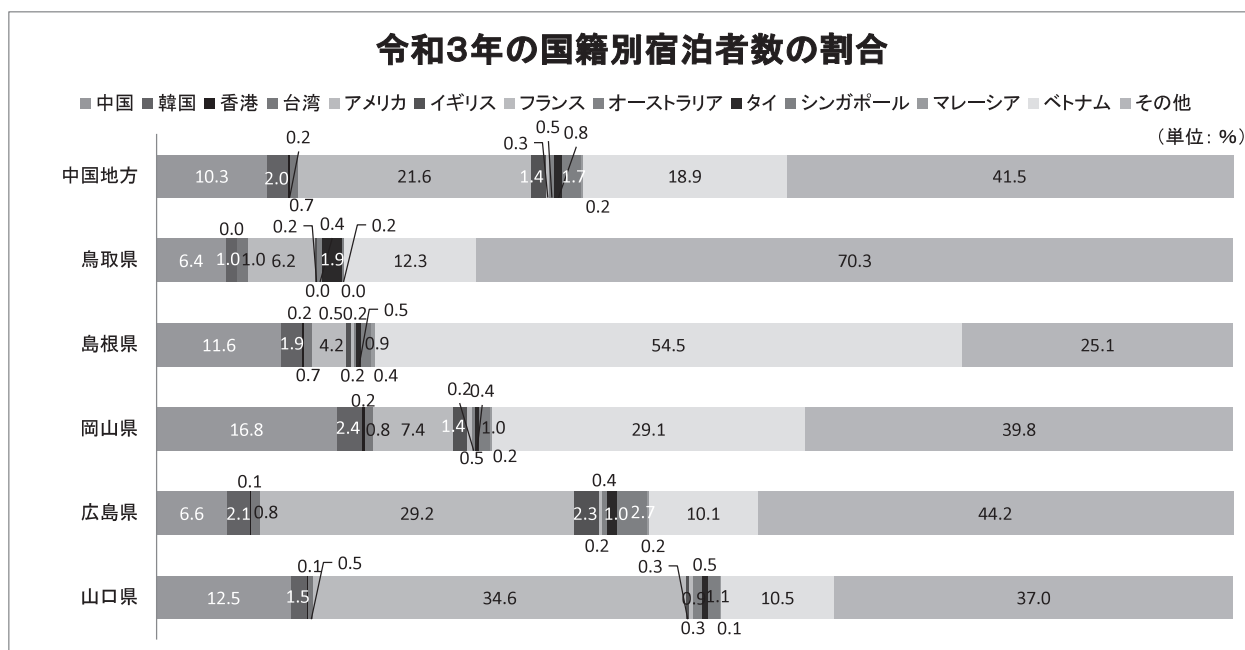
(単位：人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オース トラリア	タイ	シンガ ポール	マレー シア	ベトナム	その他
中国 地方	81,500 (107,200)	8,410	1,600	130	610	17,590	1,160	240	370	630	1,390	180	15,390	33,800
鳥取県	4,810 (11,030)	310	50	0	50	300	10	0	20	90	10	0	590	3,380
島根県	8,510 (11,260)	990	160	20	60	270	40	20	20	40	80	30	4,640	2,140
岡山県	16,930 (21,900)	2,840	400	40	130	1,250	230	80	40	60	170	40	4,920	6,730
広島県	35,990 (43,430)	2,360	760	50	290	10,510	840	80	160	370	970	80	3,630	15,890
山口県	15,250 (19,580)	1,910	230	10	80	5,270	50	50	130	80	170	20	1,600	5,650

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。

※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。

括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線LAN等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

国際会議等のMICE開催を通じた国際・国内相互の人や情報の流通、ネットワークの構築、集客力などはビジネスや研究環境の向上につながり、都市の競争力、ひいては国の競争力向上につながります。また、MICE開催を通じた主催者、参加者、出展者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域を中心に大きな経済波及効果を生み出します。

MICEは会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われ、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待されます。

我が国においても、MICEを国・都市競争力向上のツールとして積極的に活用することとしています。

○グローバルMICE都市（全国12都市）

東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市

なお、国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。

○中国地方における国際会議観光都市

都 市 名	実施体制	施設の概要	備 考
広 島 市	(公財) 広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H 6 . 10 . 20認定
松 江 市	(一財) く に び き メ ッ セ	島根県立産業交流会館 等	H 6 . 10 . 20認定
岡 山 市	(公社) おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H 6 . 10 . 20認定
下 関 市	(一社) 下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H 8 . 4 . 10認定

Ⅲ ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和4年3月31日現在

区分 県別	登録ホテル				登録旅館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	23	3,878	6,750	3,549	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	5	490	719	465	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,379	2,508	1,307	11	543	1,836	406
山口県	10	1,131	1,689	961	19	1,225	3,822	795
管内計	49	7,013	11,908	6,417	91	4,619	15,844	3,540

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区分		年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
登録ホテル	広島県		25	25	24	23	23
	鳥取県		1	1	1	1	1
	島根県		5	5	6	6	5
	岡山県		11	11	10	10	10
	山口県		11	11	11	11	10
	計		53	53	52	51	49
登録旅館	広島県		16	15	15	15	15
	鳥取県		24	24	24	24	24
	島根県		23	23	22	22	22
	岡山県		11	11	11	11	11
	山口県		21	21	20	19	19
	計		95	94	92	91	91
管内計			148	147	144	142	140

VI 旅行業関係 旅行業者数

令和4年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各 県 登 録 事 業 者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥取県	2	16	11	10	3	8
島根県	1	18	22	7	4	3
岡山県	5	52	68	6	8	16
広島県	8	62	85	17	12	27
山口県	2	19	13	5	3	4
管内計	18	167	199	45	30	58

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
- ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。